

図表2 国税庁のデジタル化の取組について

納税者の利便性の向上		
<p>■「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて（自宅からのe-Taxの利用について）</p> <p>➤ 給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）</p> <p>➔ 申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現</p> <p>■ 年末調整手続の簡便化（控除に関するデータのマイナポータルからの取得・自動入力等）の推進</p> <p>■ キャッシュレス納付の推進</p> <p>■ e-Tax利用拡大の推進について</p>		
<p>■「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて（自宅からのe-Taxの利用について）</p> <p>◆ 国税庁では「税務署に行かずにできる確定申告」に向けて、確定申告の手続がより簡単・便利になるよう取り組んでいます。</p> <p>◆ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力することで、所得税及び消費税申告書の作成ができ、作成した申告書をそのままe-Taxにより送信できます。</p> <p>◆ また、所得税申告書の作成の際に、マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携していただきますと、控除証明書などのデータを申告書へ自動入力（マイナポータル連携）できるので、集計や入力の手間が不要になります。</p> <p>◆ なお、マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録など、事前準備が必要です。確定申告をスムーズに行うためにも、お早めの準備をお願いします。</p>		
1 e-Taxの5つのメリット	2 マイナポータル連携について	3 インボイス発行事業者の方へ
<ul style="list-style-type: none"> • 税務署への持参不要 • 印刷・郵送代不要 • 添付書類提出不要 ※一部の書類は除きます • 確定申告期間中は24時間利用可能 ※メンテナンス時間を除きます • 早期還付（3週間程度で還付） 	<ul style="list-style-type: none"> • 「マイナポータル連携」とは、所得税確定申告の手続などにおいて、マイナポータル経由で、控除証明書などのデータを一括取得し、申告書の該当項目へ自動入力する機能です。 • 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、この機能をご利用できます。 <p>※マイナンバーカードを利用してe-Taxで確定申告書を提出する場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 適格請求書（インボイス）発行事業者の登録を受けた方は、消費税の申告が必要です。 • 「確定申告書等作成コーナー」では、消費税申告書の作成・e-Tax送信にも対応しています。是非ご利用ください。
<p>■ 給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）</p> <p>◆ 国税庁では、申告納税制度のもとで、確定申告に必要なデータを申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を目指し、自動入力の対象拡大に取り組んでいます。</p> <p>◆ 令和6年2月からは、給与情報についても自動入力を実現しますが、まずは、事業主の方がe-Taxで提出した「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象となります。</p> <p>◆ 事業主の皆様におかれましては、従業員の方が給与情報の自動入力を利用できるよう、e-Taxでの「給与所得の源泉徴収票」の提出等にご協力をお願いします。</p>		

■年末調整手続の簡便化の推進

- ◆ 国税庁では、**企業・従業員双方の事務コストを軽減**するために、**年末調整手続の電子化を推進**しています。
- ◆ 電子化により、従業員の方は保険料等の控除額の計算が、勤務先は各控除額の確認やシステム入力が不要になります。
- ◆ さらに、従業員の方は、控除証明書等データをマイナポータルから一括でダウンロードすることもできます※1。
- ◆ なお、令和5年分の年末調整（令和5年10月以降）から、年末調整手続に必要な保険料などの支払を証明する書類※2については、**全て電子で提出が可能**となっています※3。
- ◆ 国税庁では、**年調ソフト（無償で提供するソフトウェア）**や**電子化を紹介する動画**を公開しておりますので、積極的な利用をお願いします。

※1 年調ソフト（国税庁が無償で提供するソフトウェア）等、マイナポータル連携に対応するソフトウェアが必要

※2 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、国民年金及び国民年金基金に係る社会保険料控除証明書、小規模企業共済等掛金控除証明書、住宅借入金等特別控除証明書、年末残高等証明書

※3 控除証明書等を発行する保険会社・機関等が電子発行に対応していることが前提

(国税庁HP)
年末調整手続の電子化に向けた取組について



■キャッシュレス納付の推進

- ◆ 国税庁では、キャッシュレス納付について、令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割を目指して利用拡大に取り組んでおり、納付にあたりましては、①**ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）**、②**インターネットバンキング**、③**スマホアプリ納付**、④**クレジットカード納付**、⑤**振替納税**といった多様な納付手段から、自身にあった納付手段をご利用いただけます。

ダイレクト納付が更に便利になります！

- 令和5年度税制改正により、「ダイレクト納付の利便性の向上」について措置されました。
- 令和6年4月1日以降、e-Taxで電子申告を行う際に、納税についてダイレクト納付する意思表示を行うことで、改めて納付指図等を行うことなく、法定納期限(※)に自動で口座引落としを行えるようになります。

※ 法定納期限当日に電子申告を行った場合はその翌取引日

キャッシュレス納付に関する情報紹介（e-Tax・国税庁HP）

源泉所得稅の
「ダイレクト納付
手続マニュアル」



国税の
キャッシュレス納付
手段の紹介

